令和7年分 公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について

「扶養親族等申告書」は所得税の課税対象となる方にお送りしています。

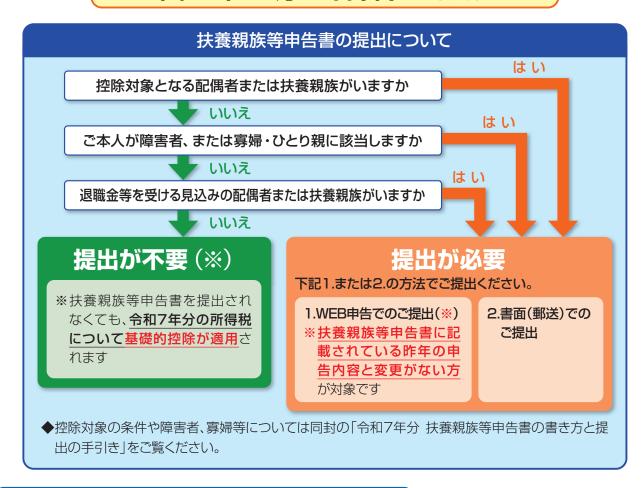
※8月5日現在の情報で作成しています。

「扶養親族等申告書」が同封されている方

● 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和7年中に支払われる年金の見込額が**次の金額以上の方**にお送りしています。

	年金を受けている方	年金の見込額
	65歳未満の方 (昭和36年1月2日以後に生まれた方)	108万円
	65歳以上の方 (昭和36年1月1日以前に生まれた方) で	
2	◆老齢基礎年金の受給対象の方	80万円
	◆上記以外(退職年金、減額退職年金など)の方	158万円

■「扶養親族等申告書」の提出期限は、 令和6年10月31日(木)です(厳守)。



「扶養親族等申告書」が同封されていない方

- ●「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和7年中に支払われる年金の見込額が上記の①または②に掲げる金額未満の方。
- <u>遺族や障害の年金を受けている方(非課税のため)</u>

扶養親族等申告書の発送直後は、電話が大変混み合います

お問合せの前に こちらも ご覧ください 同封の冊子

「令和7年分

扶養親族等申告書の書き方と提出の手引き|

▶ 年金を受給されている方向け ▶ 年金にかかる税金

KKR ホームページ

ホーム ▶ 年金 ▶ よくある質問Q&A



「扶養親族等申告書」に関するよくある質問



私は年金以外に収入はなく扶養親族もいません。この場合でも「扶養 親族等申告書 | を連合会年金部へ提出する必要はありますか。また、提 出しなかった場合はどうなるのですか。



「扶養親族等申告書」の提出は不要です。提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適 用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合 は、提出していただくことになります。



私は令和6年分の「扶養親族等申告書」を提出していないことが分かり ました。今年送られてきた令和7年分の「扶養親族等申告書」に同封し て提出してもよいですか。



令和6年分の「扶養親族等申告書」を今回提出いただいても、当会年金部で手続きをすること ができません。来年1月中旬以降に当会年金部から令和6年分の「公的年金等の源泉徴収票」 をお送りしますので、確定申告(還付申告)でご精算ください。



私は昨年「扶養親族等申告書」を提出し、母を扶養親族として申告して います。今年母が他界し、他に扶養親族はいません。申告書はどのよう に提出すればよいのですか。



令和7年から扶養親族がいなくなりますので、質問1と同様「扶養親族等申告書」の提出は不 要です。提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用されます。ただし、ご自身が障害 者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、提出していただくことになります。



WEBでの申告ができるのは、どのような場合ですか。



昨年「扶養親族等申告書」を提出された方のうち、令和7年分の申告が「扶養親族等申告書」 に記載の前年の申告内容と変更がない方は、WEB での申告もできるようになりました。

- ※申告の際は、「扶養親族等申告書」に記載されているQRコードを読み取ることができるスマー トフォンが必要となります。
- ※ご使用になるスマートフォンごとに動作環境が異なるため、電話での WEB 申告のお問合せに は対応しておりません。WEB での申告が難しい場合は、従来通り、「扶養親族等申告書」の ご提出(郵送)をお願いいたします。

通知書等の (再)発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください

「扶養親族等申告書」等の(再)発行は、24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能) の専用電話による『自動音声受付サービス』をご利用ください。

なお、令和6年6月1日から同年10月10日の間は、**3**「扶養親族等申告書」の 再発行につきましては、受付を停止しておりますので、ご了承ください。

自動音声受付サービス専用電話 03-5212-2243



~ ご利用方法 ~

- **0 03-5212-2243** (専用電話)へおかけください。
- ② 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
- ③ (再)発行を申請する方の基礎年金番号(数字10桁)と生年月日(西暦・数字8桁)を登録 (入力)してください。
- ④「○○の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。
- (再)発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- (再)発行までには1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- 固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる 電話機や回線によりご利用できない場合があります。